

## 武蔵野都市計画高度地区（武蔵野市決定）に係る運用基準

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第3号の規定により定める武蔵野都市計画高度地区（武蔵野市決定）計画書（以下「計画書」という。）に定める許可等に関する基準を、以下のとおり定める。

### 1 用語の定義

この基準で使用する用語は、次に定めるもののほか、計画書、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

- (1) 増築 敷地内の既存の建築物の建築面積、床面積又は延べ面積を増加させることをいう。
- (2) 改築 建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続き当該建築物と用途、規模及び構造の著しく異ならない建築物を建てることをいう。
- (3) 高木 武蔵野市緑化に関する指導要綱（平成9年11月1日施行）第2条第4号に規定する高木をいう。

### 2 適用の除外

既存不適格建築物の増築及び改築においては、既存部分に対して計画書の規定を適用しない。

### 3 地区計画等の区域内の特例

計画書3に規定する地区計画等又は景観地区のうち一定の条件を満たすものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 計画書の決定時において既に決定されている地区計画
- (2) 法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区を定める地区計画
- (3) 法第12条の5第4項に規定する開発整備促進区を定める地区計画
- (4) 法第12条の6から法第12条の11までの規定による地区整備計画を定める地区計画
- (5) 絶対高さ制限を超えない建築物の高さの最高限度を定める地区計画又は景観地区

### 4 認定による特例

- (1) 計画書4に規定する周辺環境との調和が図られており、市街地環境の整備向上に資する計画であると市長が認めるものは、原則として次のアからウまでのいずれにも該当するものとし、緩和される高さの限度は、表1左欄に掲げる絶対高さ制限の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値とする。

表1 (認定により緩和される建築物の絶対高さ制限の範囲)

緩和される前の絶対高さ制限	緩和される高さの限度
17メートル	20メートル
20メートル	23メートル
23メートル	26メートル
26メートル	29メートル

ア 当該建築物の敷地において次の条件を全て満たすもの

- (7) 敷地面積が5,000平方メートル以上であること。
- (4) 建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路に、当該敷地境界線の長さの合計の6分の1以上接すること。

イ 当該建築物の壁面において次の条件を全て満たすもの

- (7) 当該認定を受けて建築する建築物の壁面が、前面道路の境界線及び隣地境界線から5メートル以上離れていること。
- (4) 絶対高さ制限を超える部分の壁面が、隣地境界線から6メートル以上離れていること。

ウ 次の条件を全て満たすもの

- (7) 緑化を行う場合は、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月武蔵野市条例第39号。以下「まちづくり条例」という。）で定められた基準に加え、地上部にて緑化を行うこととし、緑化面積50平方メートルにつき高木1本を植え、かつ、中木又は低木も組み合わせた植栽とすること。
  - (4) ドライエリア（地下室部分の外壁の外側に設けるからぼりをいう。）の周壁から敷地境界線までの距離は2メートル以上とすること。
  - (4) 隣地境界線から5メートル以内の区域に、機械式駐車場（地下式のものを除く。）その他市長が別に定めるものを設置しないこと。
- (2) 計画書4に規定する必要に応じてあらかじめ武蔵野市建築審査会の意見を聴く場合とは、当該建築物が周辺市街地の状況から市街地環境の整備向上に資する計画であることを総合的に判断する必要がある場合とする。

## 5 許可による特例

許可による特例は、次に掲げる事項を満たすものとし、市が当該許可を受ける建築物に係る許可の方針を示したときは、当該許可の方針に沿ったものであることとする。この場合における計画書5の規定による武蔵野市建築審査会等への意見の聴取は、計画書5(1)、(3)及び(4)に該当する建築物にあつては武蔵野市建築審査会に対して行い、必要に応じ、武蔵野市まちづくり条例施行規則（平成20年12月武蔵野市規則第82号）第4条第1項第1号に掲げる委員のうちからまちづくり条例第9条に規定するまちづくり委員会が選任する2人以上のもので構成される会議（以下「学識経験を有する委員による会議」という。）に対しても行うものとし、計画書5(2)に該当する建築物にあつては武蔵野市建築審査会及び学識経験を有する委員による会議に

対し行うものとする。

(1) 既存不適格建築物の建替え

ア 計画書5(1)に規定する既存の規模の範囲内で建替えるものであると市長が認めるものは、次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当するものとする。

(ア) 建替え後の建築物の敷地面積は、現に存する建築物の敷地面積を下回らないこと。  
ただし、公共施設の整備等により変更が生じた場合は、この限りでない。

(イ) 建替え後の建築物の高さは、現に存する建築物の高さを超えないこと。

(ロ) 建替え後の建築物の高さは、斜線型高さ制限を超えないこと。

(ハ) 建替え後の建築物の絶対高さ制限を超える部分の形状及び規模は、現に存する建築物の絶対高さ制限を超える部分の形状及び規模と同程度であること。

(ニ) 建替え後の建築物の主な用途は、現に存する建築物の主な用途と同じであること。

(ホ) 許可の申請時において、原則として当該既存不適格建築物が存在していること。

(ヘ) 市長が現に存する建築物の工事の完了を確認できること。

イ 計画書5(1)に該当する建築物で、市長の許可を受けようとするものについては、建築物の風環境予測調査を行い、地域の風環境に影響が生じるおそれがあるときは、建築物の配置及び形状等による配慮のほか、植栽等による防風対策その他必要な対策を講じるよう努めること。

(2) 大規模な敷地における建築物（商業地域以外）

計画書5(2)に規定する周辺環境との調和が図られており、市街地環境の整備向上に資する計画であると市長が認めるもの（商業地域に建築されるものを除く。）は原則として次のアからエまでのいずれにも該当するものとし、緩和される高さの限度は表2左欄に掲げる絶対高さ制限の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値とする。

表2（許可により緩和される建築物の絶対高さ制限の範囲）

緩和される前の絶対高さ制限	緩和される高さの限度
23メートル	38メートル
26メートル	

ア 当該建築物の敷地において次の条件を全て満たすもの

(ア) 敷地面積が5,000平方メートル以上であること。

(イ) 建築物の敷地は、幅員6メートル以上の道路に、当該敷地境界線の長さの合計の4分の1以上接すること。

イ 基準法第56条の2の規定による日影規制の対象となる建築物について、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居

専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域又は近隣商業地域の土地に日影を生じさせるものにあつては、当該地域内の日影については、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和53年東京都条例第63号）に定める規制値の適用にあつて、基準法第56条の2第1項中「敷地境界線からの水平距離5メートルを超える範囲」を「敷地境界線を超える範囲」と、基準法別表第四の（に）欄中「水平距離が10メートル以内」を「水平距離が5メートル以内」と、「水平距離が10メートルを超える」を「水平距離が5メートルを超える」とそれぞれ読み替えたものに適合すること。

ウ 当該建築物の壁面において次の条件を全て満たすもの

- (7) 絶対高さ制限を超える部分の壁面が、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域から水平距離で当該建築物の高さの2分の1以上離れていること。
- (8) 当該許可を受けて建築する建築物の壁面が、隣地境界線から表3左欄に掲げる絶対高さ制限の区分に応じて、同表中欄又は右欄に掲げる距離以上離れていること。

表3（隣地境界線からの離隔距離）

絶対高さ制限	隣地境界線からの離隔距離	
	絶対高さ制限以下の部分 (メートル)	絶対高さ制限を超える部分 (d) (メートル)
23メートル	10	$d = 8 (h - 23) / 15 + 10$
26メートル	10	$d = 8 (h - 26) / 12 + 10$

注 hは、建築物の高さとする。

- (9) 当該許可を受けて建築する建築物の壁面が、前面道路の境界線から表4左欄に掲げる道路幅員の区分に応じて、同表中欄又は右欄に掲げる距離以上離れていること。

表4（前面道路の境界線からの離隔距離）

道路幅員 (w)	前面道路の境界線からの離隔距離	
	絶対高さ制限以下の部分 (メートル)	絶対高さ制限を超える部分 (メートル)
幅員10メートル以上	5	5
幅員10メートル未満	5	$d - w$ (5未満の場合は5とする。)

注 dは、表3の値とする。

エ 次の条件を全て満たすもの

- (7) 緑化を行う場合は、まちづくり条例で定められた基準に加え、地上部にて緑化を行うこととし、緑化面積50平方メートルにつき高木1本を植え、かつ、中木又は低木も組み合わせた植栽とすること。
- (8) 公園等及び公共用地等を設置し、並びに緑化を行う場合は、その面積の合計がまちづくり条例の基準に加え、敷地面積の5パーセントの面積を上乗せしたものの以上であるものを設置すること。
- (9) 地階に住戸を設けないこと。

- (エ) 隣地境界線から5メートル以内の区域に、機械式駐車場（地下式のものを除く。）その他市長が別に定めるものを設置しないこと。
- (カ) 建築物の風環境予測調査を行い、地域の風環境に影響が生じるおそれがあるときは、建築物の配置及び形状等による配慮のほか、植栽等による防風対策その他必要な対策を講じること。

(3) 大規模な敷地における建築物（商業地域）

計画書5(2)に規定する周辺環境との調和が図られており、市街地環境の整備向上に資する計画であると市長が認めるもの（商業地域に建築されるものに限る。）は、原則として次のア及びイに該当するものとし、緩和される高さの限度は表5左欄に掲げる絶対高さ制限の区分に応じて、同表右欄に掲げる数値とする。

表5（許可により緩和される建築物の絶対高さ制限の範囲）

緩和される前の絶対高さ制限	緩和される高さの限度
40メートル	48メートル
50メートル	60メートル

ア 次の条件を全て満たすもの

- (7) 敷地面積が3,000平方メートル以上であること。
- (8) 建築物の敷地は、幅員10メートル以上の道路に、当該敷地境界線の長さの合計の6分の1以上接すること。
- (9) 延べ面積（床面積の合計）に対する、商業又は業務の用途に供する部分の床面積の割合が30%以上であること。
- (エ) 建築物の風環境予測調査を行い、地域の風環境に影響が生じるおそれがあるときは、建築物の配置及び形状等による配慮のほか、植栽等による防風対策その他必要な対策を講じること。

イ 次の条件のいずれかを満たすもの

- (7) 公園等及び公共用地等を設置する場合は、その面積の合計がまちづくり条例の基準に加え、敷地面積の5パーセントの面積を上乗せしたもの以上であるものを設置すること。
- (8) 周囲の外部空間と一体となった屋内空間で、公開空地と同様に利用可能なもの（アトリウム、吹抜け等）を整備すること。

(4) 総合設計の特例

計画書5(3)に規定する商業地域のうち市が定める区域は、武蔵野市都市計画マスタープランに定める高度利用商業地域の区域内で、かつ、武蔵野市総合設計許可要綱に示す適用区域とする。

(5) その他の特例

計画書5(4)に規定する良好な市街地環境の形成に資するものと認められ、又は周囲の状況等により環境上支障がないものと認められる建築物は、次のアからエまでのいずれかに該当するものとする。

ア 公共的な広場、駐車場、駐輪場、防災施設等、公共空間の整備に貢献する建築物

イ 武蔵野市特定土地利用地区建築条例（平成25年12月武蔵野市条例第35号）第3条第2項の規定により指定する武蔵野都市計画特別用途地区特定土地利用地区の区域内において、同条例別表第1左欄に掲げる特定土地利用地区の区分に応じて、それぞれ同表右欄第1号に掲げる建築物

ウ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の許可を受けた建築物

エ 公共公益上又は土地利用上やむを得ないもので、周辺環境に対し配慮がなされた建築物